

申請期間9月28日(月)~2月1日(月)

あったか暖房費(1万円)を給付します。

新冠町では今年度、**令和8年度の町民税が非課税で、次の要件を満たす世帯**に対し、あったか暖房費(現金10,000円)を給付し、冬季暖房費の一部を助成することとしました。対象となる世帯は以下のとおりです。お早めに申請してください。

※生活保護を受給されている方は冬期加算手当が支給されているため対象外です。

対象世帯は次の①から③の要件を**全て満たす世帯が対象**です

①住所要件

令和8年9月1日現在、新冠町に住所があり、申請時に引き続き町内に居住している世帯(施設入所者や長期入院者は対象外です。)

②課税要件

- 1) 令和8年度の**町民税の非課税世帯**※確定申告していない方は申告する必要があります。
- 2) 町税(国保税、固定資産税、軽自動車税等)の滞納がない世帯
※分割納入等されている世帯は支給の対象となる場合があります。

③上記(①②)の要件を満たし、さらに次のいずれかに該当する世帯

- 1) 高齢者のみの世帯(世帯全員が令和9年3月31日までに65歳以上となる世帯)
- 2) 「障害者手帳(身体・療育・精神)」の交付を受けている方がいる世帯
- 3) 「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けている世帯
- 4) その他、前各号に準じる世帯
・65歳以上の方と18歳以下(平成20年4月1日以降生まれ)のみで構成される世帯
※「世帯」は**住民基本台帳上の世帯**で判断するため、同居していても世帯分離され、上記対象世帯に該当する世帯については支給対象となる場合があります。



申請方法

■裏面の申請書に必要事項を記入し、必要に応じ入金希望口座の**通帳の写し**を添付し申請してください。

■申請された後に審査を行うため、その場での現金給付はできません。後日口座へお振込みします。

■申請先・問合せ先
＜新冠町役場＞
保健福祉課保健福祉グループ
福祉係【役場1階3番窓口】
電話47-2113